

## 一斉臨時休業中の取組と休業後の学校における対応について

### 1 一斉臨時休業中における本県独自の子どもたちへの支援について

#### (1) 学校における子供たちの居場所づくりとして

○主に小学校低学年を対象に学校に受け入れ、教員が見守る中で、空き教室での自習、校庭や体育館を開放した活動を実施  
⇒ 1日平均で小学校では概ね5割近く、中学校では約1割の学校が受入れ

○特別支援学校では、スクールバスの運行や学校看護師によるケア、寄宿舎の開所など、学校での柔軟な受入れを実施。⇒ 1日平均で7人程度

#### (2) 子どもたちへの学習・生活支援について

○希望する全ての小中学校に対し、学習サポーターとして地元大学生を派遣  
⇒ 延べ135校の小・中学校に延べ183人のサポーターを派遣

○警察と連携して娯楽施設等への巡回指導を強化。小中学校は複数の中学校区合同のチーム編成、高校等は県立と私立の合同により、定期的な校外巡視指導

#### (3) 学校給食の中止に伴う関係者への支援について(検討中)

○貧困家庭の児童生徒について、臨時休業中の昼食代として給食代相当額の補助

○食材納入事業者が廃棄せざるを得なくなった食材費等への補助

### 2 一斉臨時休業後の学校における対応について

#### (1) 一斉臨時休業の期間について

○小中学校は春季休業前の3月25日(水)まで

○高校・特別支援学校は3月19日(木)まで

#### (2) 一斉臨時休業後の春季休業(春休み)中の対応について

県立学校においては、臨時休業中の自宅待機、外出禁止、部活動禁止等の対応をある程度緩和し、市町立小中学校に対してもお知らせ

○自宅での待機は原則として求めない。

○学校においては、新年度の諸準備等で児童生徒の指導のため、必要に応じて学年や学級毎による分散型登校や個別指導を実施

○特別支援学校は、春季休業中においても、柔軟な受入れを継続

○部活動については実施可能とするが、

- ・大人数での集団活動は避け、少人数、グループ分けによる練習
- ・体育館での換気の実施、同一の運動器具を使用する場合の衛生管理の徹底など感染予防対策に十分留意するとともに、可能な限り短時間での活動
- ・当面は合宿や遠征、練習試合は行わない。

#### (3) 春季休業後の新年度の学校再開について

○今後、政府の専門家会議の見解や文部科学省が示すとしている学校再開の目安や根拠等を踏まえ、時期や対応方法について慎重に検討

#### <問合せ先>

高校教育課 中島主幹（内線4860）・義務教育課 前原主幹（内線4805）

特別支援教育課 上田主幹（内線4887）・保健体育課 田中主幹（内線4937）